| | | |
|---|---|---|
| 第八十四条の規定が適用される認定畜舎等 | 平面図 | （略） |
| | 二面以上の断面図 | 増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置 |
| | | 増築又は改築に係る部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置 |
| 第八十四条の二の規定が適用される認定畜舎等 | 平面図 | その他第八十四条の二の規定に適合することの確認に必要な図書 |
| | | 第八十四条の二の規定に適合することを確認するために必要な事項 |
| 第八十五条の規定が適用される認定畜舎等 | （略） | （略） |
| 第八十六条第三項の規定が適用される認定畜舎等 | 平面図 | 第七十八条各号に掲げる行為に係る部分 |
| 第八十六条第五項の規定が適用される認定畜舎等 | 平面図 | 第七十八条各号に掲げる行為に係る部分 |
| | | （略） |
| | | 第七十八条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置 |
| 第八十六条第六項の規定が適用される認定畜舎等 | 平面図 | 第七十八条各号に掲げる行為に係る部分 |
| | | その他第八十六条第六項の規定に適合することの確認に必要な図書 |
| | | 第八十六条第六項の規定に適合することを確認するために必要な事項 |

| | | |
|---|---|---|
| 第八十四条の規定が適用される認定畜舎等 | 平面図 | （略） |
| | 二面以上の断面図 | 増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の三第三号に規定する措置 |
| | | （新設） | （新設） | 増築又は改築に係る部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の三第三号に規定する措置 |
| | （新設） | （新設） | （新設） |
| 第八十五条の規定が適用される認定畜舎等 | （略） | （略） |
| | （新設） | （新設） |
| 第八十六条第四項の規定が適用される認定畜舎等 | 平面図 | （新設） | （新設） | 第七十八条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の三第三号に規定する措置 |
| | | （新設） | （新設） | （新設） |
| | （新設） | （新設） | （新設） |